

4 技術基準対象施設の維持

【省令】（技術基準対象施設の維持）

第四条 技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等（点検に関する事項を含む。）に基づき、適切に維持されるものとする。

2 技術基準対象施設の維持に当たっては、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件、構造特性、材料特性等を勘案するものとする。

3 技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての定期及び臨時の点検及び診断並びにその結果に基づく当該施設全体の維持に係る総合的な評価を適切に行った上で、必要な維持工事等を適切に行うものとする。

4 技術基準対象施設の維持に当たっては、前項の結果その他の当該施設の適切な維持に必要な事項の記録及び保存を適切に行うものとする。

5 技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設及び当該施設周辺の施設を安全に利用できるよう、運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策を適切に行うものとする。

6 前各項に規定するもののほか、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項は、告示で定める。

【解釈】

6. 技術基準対象施設の維持

(1) 技術基準対象施設の維持（基準省令第4条関係の解釈）

① 技術基準対象施設は、一般的に厳しい自然状況の下に置かれることから、材料の劣化、部材の損傷、基礎等の洗掘、沈下、埋没等により、供用期間中に性能の低下が生じる場合が多い。このため、当該施設が、供用期間中に要求性能を満たされなくなる状態に至らないように、計画的かつ適切に維持される必要がある。また、気候変動による作用の時間変化を勘案する場合、その変化には不確実性が含まれることを踏まえ、施設の設計供用期間中においても、作用が対象施設に関する要求性能を確保可能な水準となっているかを継続的に確認するとともに、潮位等の長期的な観測結果等のデータを基とした対象施設の性能を継続的に把握することにより、適切に維持される必要がある。

当該維持をより効率的かつ的確に実施するために、維持管理計画を定めることを標準とする。

② 技術基準対象施設は、当該施設を取り巻く自然状況、施設の利用状況と将来計画、設計供用期間、重要度、代替性、点検診断や維持工事等の難易度等に加えて、施設の構造形式、施設を構成する部材の構造特性、使用材料の種類や品質等に応じて、維持管理上の適切な計画及び基準類に基づいて適切に維持される必要がある。

③ 技術基準対象施設の維持とは、劣化、損傷等の変状を適時適切な点検診断によりの確に把握し、その結果を総合的に評価し、所要の維持工事等の適切な対策を施す一連の行為を指す。

ここで、損傷とは、偶発作用により発生する構造物又は部材の変状のことであり、劣化とは、時間の経過とともに環境作用等により緩慢に進行する材料の品質や特性の経年変化のことである。これらを総称して構造物又は部材の変状と呼ぶが、これら以外にも、構造物又は部材に発生する変位や変形も変状に含まれる。

④ 技術基準対象施設を適切に維持するためには、当該施設の点検診断、総合評価、維持工事等を計画的かつ適切に行うことが必要である。なお、点検診断の方法等の検討に当たっては、ICT等を活用したモニタリング手法の高精度化、効率化等についても検討することが望ましい。

総合評価の結果、必要となる維持工事等には、構造物又は部材の性能を回復させるための対策や性能の低下を未然に防ぐための対策としての維持工事、補修工事、補強工事等のハード面での対策（維持補修）だけでなく、利用制限、利用停止や立入禁止措置等のソフト的な対策も含まれる。

⑤ 維持管理計画に記載される点検診断、総合評価、維持工事等の結果やその他施設の維持に必要な事